

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 アンビション DX ホールディングスと称し、英文では AMBITION DX HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産に関するコンサルティング業務
- (2) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介業
- (3) 不動産の賃貸借における賃料・敷金・礼金・保証金・管理費・共益費・原状回復費用等債務の保証業務
- (4) 不動産の賃貸借における賃料・敷金・礼金・保証金・管理費・共益費・原状回復費用等債務の集金代行業務
- (5) 内装仕上げの工事請負業務
- (6) 土地・建物の営繕および清掃ならびに建物の警備
- (7) 飲食店ならびにゴルフ場、スキー場、ボーリング場、テニスコート、プール、遊園地および遊技場等の健康レジャー施設、ショッピングセンターの経営、コンサルティング業務およびゴルフ場等会員権の販売および代理販売業務
- (8) 広告代理店業務
- (9) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- (10) 建物のエクステリアおよびインテリア用品の仕入・販売業務
- (11) 引越業務および斡旋業務
- (12) トランクルーム、コンテナその他各種動産のレンタル業務およびリース業務
- (13) 住宅地等の開発および造成業務
- (14) 建物のエクステリアおよびインテリアの設置工事ならびに建物および付帯設備の改造および補修工事の設計、施工、監理および請負
- (15) 有価証券の運用、保有、売買および仲介業務
- (16) 不動産取引等に関する融資・保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介
- (17) フランチャイズ事業の運営およびコンサルティング業務ならびに加盟店の募集および加盟店への什器・備品・帳票・販売促進物品等の売買・賃貸等に関する業務
- (18) 駐車場経営
- (19) 情報処理および情報提供サービス業務
- (20) インターネット、携帯情報端末機を使用した広告及び通信販売業務
- (21) 各種通信情報システムの導入に関するコンサルタント業務
- (22) 各種通信販売事業
- (23) 日用品雑貨および生活用品の販売およびその取次
- (24) 料理、洗濯および買い物等の家事一般代行業
- (25) 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- (26) 経営コンサルティング業
- (27) 各種商品小売業
- (28) 旅館その他宿泊施設の経営、管理及び仲介並びにこれらのコンサルティング
- (29) 各種システム、ソフトウェア及びインターネットホームページの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入及びこれらの仲介業

- (30) 不動産特定共同事業に係るクラウドファンディング事業
- (31) 国内外の企業、不動産、有価証券その他に対する投資事業
- (32) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、19,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名

簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任免除)

第 35 条 当会社は、取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項に定める会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,400 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

基 - 1

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)

1. 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

附 則

- 1 本定款は、平成 19 年 9 月 14 日から実施する。
- 2 改正実施 平成 19 年 11 月 17 日
平成 19 年 12 月 4 日
平成 20 年 9 月 29 日
平成 22 年 9 月 30 日
平成 23 年 9 月 29 日
平成 23 年 12 月 1 日
平成 24 年 3 月 13 日
平成 24 年 9 月 3 日
平成 24 年 12 月 1 日
平成 25 年 9 月 27 日
平成 26 年 5 月 15 日
平成 26 年 5 月 16 日
平成 27 年 9 月 29 日
平成 28 年 4 月 1 日
平成 28 年 9 月 29 日
平成 30 年 4 月 26 日
令和元年 9 月 26 日
令和 2 年 9 月 29 日
令和 3 年 9 月 29 日改定 同年 10 月 1 日施行
令和 4 年 9 月 29 日